

2007年1月26日

ラムサール条約登録湿地を増やす議員の会

会 長 清 水 嘉与子 殿

ラムサール条約湿地を増やす市民の会

共 同 代 表

牛 野 くみ子

呉 地 正 行

笹 木 智恵子

高 野 茂 樹

高 松 健比古

辻 淳 夫

山 内 美登利

(事務局)

〒323-0034

栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号

浅野正富法律事務所内

TEL 0285-25-6577

FAX 0285-25-6627

「早急にラムサール条約に登録し保全すべき重要湿地」の登録実現を求める要請書

2005年11月にウガンダの首都カンパラで開催された第9回ラムサール条約締約国会議では、日本は20か所の重要湿地をラムサール条約に追加登録し、それまでの13か所と合わせ33か所の条約湿地の登録を果たしました。条約湿地の2.5倍増の実現、かつ様々なタイプの湿地登録により、1980年に日本が条約加入して以来四半世紀を経て、日本におけるラムサール条約湿地の存在はようやく社会に広く認知されるようになりました。

33か所を数える条約湿地は、日本の湿地をラムサール条約の理念に忠実に従って賢明に利用し保全していくための政策の中で最も重要な地位を占めており、これからの日本の湿地保全政策は条約湿地の存在を抜きには決して語るができないものと言えます。

しかしながら、未だ各地の多くの重要湿地が条約登録されず開発の危機に曝されているという問題は厳然として存在しており、これらの未登録の重要湿地を一日も早く条約登録して保全していくことが必要とされます。また、最近の伊豆沼の温泉掘削問題のように条約湿地であっても、その保全は十分とは言えず、条約湿地の周辺の環境も含め湿地の特性に応じた十全な保全策を講じ、ラムサール条約の掲げる「湿地の賢明な利用」という目標を実現していかなばなりません。

日本の重要湿地が網羅的にラムサール条約に登録されて保全され、将来世代に確実に引き継がれていくためには、既登録地、未登録地を問わず各地の湿地保全関係者が一堂に会して、有意義な情報交換をする場が不可欠ですし、また、それにとどまらず、広く市民の立場に基礎を置きながら、研究者、各種研究・教育機関、企業、NGO、農林業・漁業者等との幅広い連携を模索し、「ラムサール条約登録湿地を増やす議員の会」をはじめ関係省庁、自治体と可能な限り意見交換の場を持って様々な提言を行い、かつ協働して、条約湿地を増やしつつ全国の湿地保全に取り組んでいくことが求められます。

昨年6月、このような問題意識をもった全国各地の湿地保全に関するメンバーが集まり「ラムサール条約湿地を増やす市民の会」を設立しました。

そして、最初の取り組みとして、2008年10月28日から11月4日まで韓国慶尚南道昌原市で開催される第10回ラムサール条約締約国会議に向け、「早急にラムサール条約に登録し保全すべき重要湿地リスト」を作成し、関係省庁や自治体、「ラムサール条約登録湿地を増やす議員の会」等への働きかけを積極的に進めていくこととしました。

第9回ラムサール条約締約国会議では、日本は20か所の追加登録を果たしましたが、現在、第10回ラムサール条約締約国会議に向けた重要湿地の追加登録について、数値目標はじめ具体的方針は特に定められておりません。

このままでは、1993年に日本の釧路で第5回ラムサール条約締約国会議が開催されて以来15年ぶりに東アジアで開催され、東アジアにおける湿地の保全を推進していく絶好の機会となる韓国での第10回ラムサール条約締約国会議において、日本の重要湿地の追加登録は精々数か所にとどまり、第9回ラムサール条約締約国会議で20か所の追加登録を実現したのに比べ、重要湿地の条約登録が大幅にスローダウンし、国内で盛り上がったラムサール条約への関心や重要湿地の条約登録推進の機運が急速に萎んでしまうことが懸念されます。

この度、私たちは、「早急にラムサール条約に登録し保全すべき重要湿地リスト（第1次）」を作成し、私たちの会のメンバーが直接条約登録推進の活動に関わっている17か所の湿地を選定しました。

全国の重要湿地の登録推進のため、まずは、このリストに掲げた17か所の重要湿地の登録が実現できるよう、環境省はじめ関係省庁、関係自治体に働きかけいただきますよう要請致します。

私たちも、1人でも多くの市民、関係省庁、自治体に、この17か所をはじめ全国の重要湿地の条約登録の大切さと必要性を説き、重要湿地の登録推進と保全への協力を求めて活動していく所存です。

2007年1月26日

環境大臣
若林正俊 殿

ラムサール条約湿地を増やす市民の会

共同代表

牛野 くみ子
呉 地 正 行
笹 木 智恵子
高 野 茂 樹
高 松 健比古
辻 淳 夫
山 内 美登利

(事務局)

〒323-0034

栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号

浅野正富法律事務所内

TEL 0285-25-6577

FAX 0285-25-6627

「早急にラムサール条約に登録し保全すべき重要湿地」の登録実現を求める要請書

2005年11月にウガンダの首都カンパラで開催された第9回ラムサール条約締約国会議では、日本は20か所の重要湿地をラムサール条約に追加登録し、それまでの13か所と合わせ33か所の条約湿地の登録を果たしました。条約湿地の2.5倍増の実現、かつ様々なタイプの湿地登録により、1980年に日本が条約加入して以来四半世紀を経て、日本におけるラムサール条約湿地の存在はようやく社会に広く認知されるようになりました。

33か所を数える条約湿地は、日本の湿地をラムサール条約の理念に忠実に従って賢明に利用し保全していくための政策の中で最も重要な地位を占めており、これからの日本の湿地保全政策は条約湿地の存在を抜きには決して語るができないものと言えます。

しかしながら、未だ各地の多くの重要湿地が条約登録されず開発の危機に曝されているという問題は厳然として存在しており、これらの未登録の重要湿地を一日も早く条約登録して保全していくことが必要とされます。また、最近の伊豆沼の温泉掘削問題のように条約湿地であっても、その保全は十分とは言えず、条約湿地の周辺の環境も含め湿地の特性に応じた十全な保全策を講じ、ラムサール条約の掲げる「湿地の賢明な利用」という目標を実現していかなばなり

ません。

日本の重要湿地が網羅的にラムサール条約に登録されて保全され、将来世代に確実に引き継がれていくためには、既登録地、未登録地を問わず各地の湿地保全関係者が一堂に会して、有意義な情報交換をする場が不可欠ですし、また、それにとどまらず、広く市民の立場に基礎を置きながら、研究者、各種研究・教育機関、企業、NGO、農林業・漁業者等との幅広い連携を模索し、「ラムサール条約登録湿地を増やす議員の会」をはじめ関係省庁、自治体と可能な限り意見交換の場を持って様々な提言を行い、かつ協働して、条約湿地を増やしつつ全国の湿地保全に取り組んでいくことが求められます。

昨年6月、このような問題意識をもった全国各地の湿地保全に関するメンバーが集まり「ラムサール条約湿地を増やす市民の会」を設立しました。

そして、最初の取り組みとして、2008年10月28日から11月4日まで韓国慶尚南道昌原市で開催される第10回ラムサール条約締約国会議に向け、「早急にラムサール条約に登録し保全すべき重要湿地リスト」を作成し、関係省庁や自治体、「ラムサール条約登録湿地を増やす議員の会」等への働きかけを積極的に進めていくこととしました。

第9回ラムサール条約締約国会議では、日本は20か所の追加登録を果たしましたが、現在、第10回ラムサール条約締約国会議に向けた重要湿地の追加登録について、数値目標はじめ具体的方針は特に定められておりません。

このままでは、1993年に日本の釧路で第5回ラムサール条約締約国会議が開催されて以来15年ぶりに東アジアで開催され、東アジアにおける湿地の保全を推進していく絶好の機会となる韓国での第10回ラムサール条約締約国会議において、日本の重要湿地の追加登録は精々数か所にとどまり、第9回ラムサール条約締約国会議で20か所の追加登録を実現したのに比べ、重要湿地の条約登録が大幅にスローダウンし、国内で盛り上がったラムサール条約への関心や重要湿地の条約登録推進の機運が急速に萎んでしまうことが懸念されます。

この度、私たちは、「早急にラムサール条約に登録し保全すべき重要湿地リスト（第1次）」を作成し、私たちの会のメンバーが直接条約登録推進の活動に関わっている17か所の湿地を選定しました。

全国の重要湿地の登録を推進していくため、まずは、このリストに掲げた17か所の重要湿地の登録を実現して頂きますよう要請致します。

私たちも、1人でも多くの市民、関係省庁、自治体に、この17か所をはじめ全国の重要湿地の条約登録の大切さと必要性を説き、重要湿地の登録推進と保全への協力を求めて活動していく所存です。

早急にラムサール条約に登録し保全すべき重要湿地リスト(第1次2007年1月)。

	地名	湿地のタイプ	所在地(関与する市町村名すべて)	ラムサール条約湿地基準	基準を満たす理由	現状(国指定鳥獣保護区,鳥獣保護区,その他)	開発計画(例えば埋立,治水,利水など)	提案者
1	小友沼 (おともぬま)	湖沼	秋田県能代市	2,5,6	②)RDB種,シジウカラガン,ハクガンなどが定期的に渡来 ⑤)20000羽以上のガンカモ類 ⑥)マガンなどの東アジア個体群の1%以上が渡来	秋田県鳥獣保護区	堤防補修工事,高速道路工事中(隣接水田を縦断)	呉地正行
2	渡良瀬遊水池	低層湿原	栃木県藤岡町,野木町,小山市,茨城県古河市,群馬県板倉町,埼玉県北川辺町	1,2,4	(1)ヨシ群落,マコモ群落,スゲ群落などの低層湿原の植物群落が広範囲に分布し(約1500ha),本州以南で最大の面積である. ②)RDB種は,昆虫ではオオモノサシトンボ,ホンシュウオオイチモンジ,シマゲンゴロウなど18種,植物ではトネハナヤスリ,ハナムグラ,エキサイゼリ,タマアゼスゲ,ノカラマツ,タチスミレ,ホソバイヌタデなど49種確認されている.鳥類ではオオセッカ,ヒクイナ,ミサゴ,チュウヒ,サンカノゴイなどの希少種が繁殖もしくは定期的に飛来する. (4)渡り途中のツバメ類(シヨウドウツバメ,ツバメ等)が秋期10万羽前後飛来する.	銃猟禁止区域	治水容量増強のための大規模掘削計画	高松健比古
3	霞ヶ浦	湖沼	茨城県土浦市,かすみがうら市,石岡市,小美玉市,行方市,鉾田市,鹿島市,神栖市,潮来市,稲敷市,美浦村,阿見町,千葉県香取市	2,5	(2)RDB種,オオヒシクイ,オオセッカ,コジュリンの定期的な飛来 (5)2万羽以上のガンカモ類の飛来	国指定鳥獣保護区,水郷筑波国定公園(第2種特別地域を含む),一部鳥獣保護区(茨城県)	圏央道建設工事中(オオヒシクイ越冬地内を通過),堤防強化計画,利水容量確保のための水位管理,常陸川水門(逆水門)の締切り	飯島博
4	三番瀬	干潟,浅海域	千葉県船橋市,市川市,浦安市	2,5,8	②)RDB種,エドハゼ ⑤)スズガモ10万羽以上,少ないときでも5~6万羽 ⑧)イシガレイ,ギンボ,マハゼ等の稚魚の生息場所,スズキなどの漁獲量が多い.	銃猟禁止区域	第2湾岸道路の建設用地として人工干潟化が計画されている	牛野くみ子
5	盤洲干潟	干潟,浅海域,塩性湿地	千葉県木更津市	1,2,4,6	(1)東京湾に残る代表的干潟 ②)RDB種,キイロホソゴミムシ(絶滅危惧類) (4)コアジサシの渡り結集地 ⑥)キアシシギ(1%以上),メダイチドリ(1%以上),ミユビシギ(1%以上)	銃猟禁止区域	なし	御簾納照雄
6	豊田市周辺中間湿地群(矢並湿地等)	中間湿原	愛知県豊田市	2	②)RDB種,ミカワシオガマ,シラタマホシクサなど9種	愛知高原国定公園第2種特別地域(矢並湿地)	なし	大畑孝二
7	六条潟 (ろくじょうがた)	干潟,浅海域	愛知県豊橋市,御津町	2,8	②)RDB種,ムシロガイ,ウミナ,マテガイ,オオノガイ ⑧)アサリ,ヤマトシジミ産地,アサリは国内有数の高密度生息地.	銃猟禁止区域	港湾拡張,設楽ダム建設	山本茂雄
8	汐川干潟	干潟,浅海域	愛知県田原市,豊橋市	2,6	②)RDB種カラフトアオアシシギ,ヘラシギ,コシヤクシギ,ホウロクシギ,セイタカシギ,ホウロクシギ,アカアシシギ,オオジシギ ⑥)ケリ(1%以上),ダイゼン(1%以上),ハマシギ(1%以上)	渥美半島県立自然公園,愛知県田原銃猟禁止区域	なし	大羽康利

	地名	湿地のタイプ	所在地(関与する市町村名すべて)	ラムサール条約湿地基準	基準を満たす理由	現状(国指定鳥獣保護区,鳥獣保護区,その他)	開発計画(例えば埋立,治水,利水など)	提案者
9	表浜海岸 (遠州灘沿岸)	砂浜,浅海域	愛知県田原市,豊橋市	2	② RDB種,アカウミガメ(産卵地),鳥類はミサゴ,ミコビシギ,脊索動物ナメクジウオ,植物はハギクソウ,オニシバ,ネコノシタ	三河湾国定公園	護岸造成,風力発電	田中雄二
10	五主海岸 (ごぬし)	干潟,砂浜,浅海域	三重県津市,松阪市	6	⑥)ミコビシギ318羽(1%以上)	銃猟禁止区域	なし	平井正志
11	中池見湿地 (なかいけみ)	泥炭地	福井県敦賀市	1	①)袋状埋積谷の地形で層厚40mの泥炭層を有する日本では他に例のない湿原	銃猟禁止区域	なし	笹木智恵子
12	新舞子海岸	干潟,浅海域	たつの市	2	② RDB種,ユムシ,キサゴ,ハクセンシオマネキなど	瀬戸内海国立公園	なし	青木敬介
13	吉野川河口	河口,干潟,塩性湿地	徳島県徳島市,板野郡藍住町,名西郡石井町	1,2,8	①)四国地区の代表的河川,汽水域と塩性湿地,海浜植物 ②)RDB種,底生生物はシオマネキ,ウモレマメガニ,ヒロクチカノコなど40種(65種生息),魚類はタビラクチ,イドミズハゼなど15種,昆虫はルイスハンミョウ,カワラハンミョウ,ヨドシロヘリハンミョウなど10種,鳥類はクロツラヘラサギ,ヘラシギ,カラフトアオアシシギ,ズグロカモメなど19種,河口域ヨシ群落は環境省特定植物群落 ③)魚類144種,アユ,アユカケ,サツキマスなどの生息場所	鳥獣保護区,銃猟禁止区	徳島東環状大橋,四国横断自動車道路橋,マリソピア沖洲2期埋立事業	井口利枝子 山内美登利
14	曽根干潟	干潟,浅海域	福岡県北九州市	2	②)RDB種,カプトガニ,ハクセンシオマネキ,ズグロカモメ,カラフトアオアシシギ,他 ⑥)チュウシャクシギ,ズグロカモメ(1%以上)	銃猟禁止区域	なし	堀良一
15	和白干潟	干潟,浅海域,塩性湿地	福岡県福岡市	2,6	②)RDB種,クロツラヘラサギ,ズグロカモメ,ヘラシギ,カラフトアオアシシギ ⑥)ミコビシギ220羽(1%以上)	国指定和白干潟鳥獣保護区	アイランドシティ埋立事業,北部沿岸域に4車線の産業道路計画,北部沿岸域の護岸修復工事,前面海域に人工干潟計画	松本 悟
16	球磨川河口	干潟,浅海域	熊本県八代市	2	②)RDB種,鳥類はチュウサギ,クロツラヘラサギ,ヘラシギ,アカアシシギなど125種,底生動物はツバサゴカイ,ムギワラムシ,イボキサゴなど150種,魚類はタビラクチ,ムツゴロウなど16種	なし	なし	高野茂樹
17	泡瀬干潟および比屋根湿地 (あわせひやごん)	干潟,藻場,サンゴ礁,マングローブ湿地	沖縄県沖縄市	5	②)RDB種,鳥類はクロツラヘラサギ,チュウサギ,ミサゴ,セイタカシギ,アカアシシギ,リュウキュウヨシゴイ,チョウゲンボウ,ハヤブサ,シロチドリ,コアジサシなど23種 ⑥)ムナグロ1000-2000羽(1%以上) ⑦)トカゲハゼの周年生息地	なし	中城湾港(泡瀬地区)埋立事業	小橋川共男 漆谷克秀 前川盛治

● ラムサール条約湿地を増やす市民の会が登録を推薦する地域 (第一次リスト：2007年1月)

○ 現在登録されているラムサール条約湿地



ラムサール条約湿地を増やす市民の会役員名簿 (2007年1月現在)

	氏名	所属団体など	役職名
1	青木 敬介	播磨灘を守る会	幹事
2	浅野 正富	日本湿地ネットワーク	幹事・事務局長
3	荒尾 稔	日本雁を保護する会	幹事
4	飯島 博	NPO法人アサガ基金・わたらせ未来基金	幹事
5	井口 利枝子	とくしま自然観察の会	幹事
6	池田 愛美	日本湿地ネットワーク	幹事
7	伊藤 恵子	日本湿地ネットワーク	幹事
8	伊藤 昌尚	日本湿地ネットワーク	監査
9	伊藤 よしの	日本湿地ネットワーク	幹事
10	岩淵 成紀	NPO法人田んぼ	幹事
11	牛野 くみ子	千葉の干潟を守る会	幹事・共同代表
12	漆谷 克秀	泡瀬干潟を守る連絡会	幹事
13	大羽 康利	渥美自然の会	幹事
14	小沢 秀造	瀬戸内の環境を守る連絡会	幹事
15	柏木 実	日本湿地ネットワーク	幹事
16	呉地 正行	日本雁を保護する会	幹事・共同代表
17	笹木 智恵子	NPO法人ウェットランド中池見	幹事・共同代表
18	杉沢 拓男	NPO法人トラストサルン釧路	幹事
19	菅波 完	諫早干潟緊急救済東京事務所	幹事・事務局次長
20	相馬 喜久男	大潟村相馬農場	幹事
21	高野 茂樹	八代野鳥愛好会	幹事・共同代表
22	高松 健比古	渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会	幹事・共同代表
23	谷口 吉光	秋田県立大学生物資源科学部准教授	幹事
24	辻 淳夫	NPO法人藤前干潟守る会	幹事・共同代表
25	花輪 伸一	WWFジャパン	幹事
26	堀 良一	よみがえれ有明訴訟弁護団	幹事
27	松本 悟	ウェットランドフォーラム	幹事
28	御簾 納照雄	小櫃川河口・盤洲干潟を守る連絡会	幹事
29	山内 美登利	日本野鳥の会徳島県支部	幹事・共同代表
30	山下 八千代	諫早干潟緊急救済本部	幹事
31	脇 義重	博多湾会議	幹事
32	田中 雄二	NPO法人表浜ネットワーク	幹事
33	大畑 孝二	矢並湿地等をラムサール条約登録湿地にする会	幹事
34	山本 茂雄	六条潟と三河湾を守る会	幹事
35	平井 正志	日本野鳥の会三重県支部	幹事